

島原市清掃車両広告掲載基準

(広告掲載の方法)

- 1 車両への広告掲載の方法は、次のとおりとする。
 - (1) ラッピングフィルム、カットイングシート、マグネットシート等の剥離可能な素材を車体に貼付する方法で行う。
 - (2) 広告掲載に伴う車体塗装は、いかなる場合でも行わない。

(車両広告の一般基準)

- 2 車両広告は、次に掲げる要件を備えていなければならない。
 - (1) 道路交通の安全を阻害するおそれがないものであること。
 - (2) 車両の運行上の支障となるものでないこと。
 - (3) 都市景観との調和を損なうものでないこと。

(道路交通の安全上からの基準)

- 3 次の各号のいずれかに該当する車両広告は、道路交通の安全を阻害するおそれがあるものとして広告掲載しない。
 - (1) 次に掲げる周囲の運転者の誤解を招く車両広告
 - ア 発光材料、蛍光材料又は反射効果を有する材料を使用するもの
 - イ 色彩が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
 - ウ その他デザインが周囲の運転者の誤解を招くおそれのあるもの
 - (2) 次に掲げる周囲の運転者の注意が散漫となる車両広告
 - ア デザインの構成がストーリー性のある四コマ漫画又は映像表示のもの
 - イ 文字表記が縦書きのもの
 - ウ 文字表記が多いもの又は絵柄若しくは文字が過密なもの
 - エ その他デザインにより周囲の運転者の注意が散漫となるおそれのあるもの

(都市景観上の基準)

- 4 車両広告が次に掲げる都市景観上の配慮を欠いていると認められるときは、広告掲載しない。
 - (1) デザインはイメージを主とし、文字を手段とする情報は最小限にとどめること。
 - (2) 地色に派手な原色又は金銀色を使用しないこと。
 - (3) 顔、手等の身体の一部を強調するようなデザインでないこと。